

知財をめぐる米中間の攻防

— アメリカの対中進出と六つのパラドクスの生起 —

関 下 稔

目次

はじめに

1. 米中相互依存関係の成立・深化と両者の思惑の違い：同床異夢の世界
2. 知財をめぐる両国間の確執とその実態：アンケート調査が物語るもの
3. 帰結としての六つのパラドクス

おわりに

はじめに

中国における知的財産権（略して知財、Intellectual Property Rights, IPR）¹⁾の侵害が世界の話題になって久しい。この問題はIT化の進行するグローバル時代の重大な障害として、目下、世界の耳目を集めている。筆者はこれまで米中政治経済関係を論じてきた²⁾が、そこでは主に中国のアメリカへの進出に絡んだ側面に焦点を当ててきた。本稿では今度はアメリカの対中進出の側面を扱うが、その際のキーワードはこの知財侵害（IPR Infringement）である。単一世界の成立というグローバリゼーションの下で、IT化の世界的な波が13億もの巨大な人口を抱える中国をも呑み込んだ結果、その過程でたちまちのうちに知財侵害が自然発生的に噴出したばかりでなく、同時に中国の自主创新技術の革新（indigenous innovation）を目指す国家政策の推進と一体となって、半ば意図的にも知財侵害が進行していて、その結果、事態は益々深刻さ一特に知財王国アメリカにとって一を深めてきている。こうした中で、しびれを切らしたアメリカの民間企業一特に著作権をもった知財に依拠するコンテンツ企業一からの強い圧力を受けて、上院財政委員会（U.S. Senate Committee on Finance）から「アメリカの雇用と経済に与える知財侵害と自主创新技術の革新の影響」を調査すべしとの依頼が出され、国際貿易委員会（ITC, International Trade Commission）は2010年11月に第1報告（China:

Intellectual Property Infringement, Indigenous Innovation Policies, and Frameworks for Measuring the Effects on the U.S. Economy) (以下『第1報告』とする)を、そして翌2011年5月に第2報告 (China: Effects of Intellectual Property Infringement and Indigenous Innovation Policies on the U.S. Economy) (同じく『第2報告』とする)を提出した。そこではこの問題に対する総括的な分析が試みられているが、なかでも第2報告では中国進出企業にたいする独自の詳細なアンケート調査を実施して、問題の性格と広がり、そして深刻さなどを測って、ことの真相に迫ろうとしている。したがって、これらの報告書は前稿で扱った USCC (U.S.-China Economic and Security Review Commission, 米中経済・安全保障委員会)の年次報告書やスタッフレポート、さらには公聴会記録とは多少違った色調に彩られていて、知財侵害に焦点を合わせながら、問題を経済的な領域に限定させて論じている。それは、上述の対中進出をおこなう企業側からの強い要望と関心の深さを反映して、具体的な対処方法や有効な政策の立案を志向したものになっていて、その後に政治的な交渉への期待が頭を覗かせるという手法をとっている。その点ではこれらは、恐らく中国の知財違反の深刻さへの告発と自主創新技术政策にたいする批判的見地を堅持した、現時点でのアメリカにおけるもっとも包括的な報告書だといえよう。そこで、この二つの報告書を組上に載せて、この問題の真相に迫ってみたい。

展開の順序をあらかじめ示せば、最初にこの報告書の基本的な主張点とその背後にある思想をまとめ、次に調査報告書の示す実態の把握とアンケート調査に基づいて、その主要点を取り上げて論じ、その上で、最後にそこからの帰結を6つのパラドクスの生起という形で筆者の考えをまとめてみたい。この最後の点こそがこの問題の核心であり、そこには米中間の戦略と見解の相違、両者のボタンの掛け違いが如実に示されている。とはいえ、事態は彼らの予想外の方向に動いていて、まさしくここにこそ今日の世界の政治経済的な焦点の一つがあり、そのことを反映した現時点での米中間の政治経済的な帰結が象徴的に現れていると筆者は考える。というのは、知財侵害についての解決方向はアメリカ流知財戦略に則ることだけが正道だとばかりはいえないからであり、そこには多くの考えてみるべき課題があり、当然にそこからの将来方向もいくつかの道が用意されねばならないからである。それが本稿からの帰結であるが、その本格的な検討は別の課題となろう。

1. 米中相互依存関係の成立・深化と両者の思惑の違い：同床異夢の世界

最初にグローバル時代におけるアメリカの知財戦略について考察してみよう。まず ITC の報告書は中国での知財の定義とそこでの知財違反 (IPR Infringement) を以下の4つのカテゴリーに大別し、それぞれの詳しい内容を説明している³⁾。第1は特許違反 (Patent

Infringement), 第2は著作権侵害 (Copyright Piracy), 第3は商標の模倣 (いわゆる「偽ブランド」) (Trademark Counterfeiting), そして第4はトレードシークレット (営業秘密) 悪用 (Trade Secret Misappropriation) である。これらのそれぞれの定義内容にはアメリカを先頭とする西側諸国の規定とは多少違っているものもあり, そのこともアメリカ側の危惧や疑念や苛立ちを生んでいる。しかしことが法律によって明確に定義される性格上, 門外漢の筆者にはそれ自体に深入りして是非を論じたり, その内容を法学的に検証することは適切とも思われないので, 本稿では筆者の主要な関心事である, 経済過程にできるだけ引きつけて論じていくことにしたい。とはいえ, その前提として最小限の共通認識が必要なので, その内容の要点をまず述べておこう。

第1の特許に関してだが, それは期限を限って発明家に排他的な権利を与えるものだが, 中国では発明 (invention), 実用新案 (utility model), 意匠 (design) が認められていて, 新規性, 創造性, 実用性がその要件となる。発明は製品, 製造工程, 改善に関わる新しい技術的解決へのパテントの付与である。これにたいして, 実用新案は形状 (shape), 構造 (structure), またはそれらの組み合わせ (combination) に関わる考案へのパテントの付与である。また広く意匠と呼ばれているものは, 形状, パターン, 色彩, あるいはそれらの組み合わせに関わる考案である。日本語では実用新案と訳されている utility model は, 発明に基づく通常の特許よりも一段低いもの—つまり petty patent (下級パテント)—と欧米ではみなされているが, 中国では特許の一部に含まれており, 同様にデザイン (意匠) も特許の中に含まれていて, かつ広く著作権—つまりは知財—の対象となっている。もっともこの点では日本も実用新案権は物品の形状, 構造または組み合わせに関わる考案で, 特許ほどの高度さは求められない。また意匠も広い意味では機能性, 実現性, 経済性などに関わるもので, 目的を実現するためのものなので, 応用美術ともいわれ, 登録はされるが, 独占にはなじまないのも, 自由利用が可能である。したがってこれらは著作権よりも弱いものだと考えられている (ただし例外は一品製作の美術工芸品や高度の芸術性があると認められた場合で, それらは著作権の対象となる)⁴⁾。このように, 著作権という概念で括る場合, 欧米と中国とでは特許の中のその範囲に違いが出てくることに注意しなければならない。なお中国ではパテントは通常20年間有効だが, 実用新案と意匠は10年である。そして後者は正式のものになるために審査はあるが, 承認前には何ら実質的な審査は行われぬ。だからこれは事実上は国内のものであり, 外国企業は上の取り扱い上の違いもあって, 滅多に中国で保護を求めない。なおアメリカでも特許は出願後20年間有効で, 発明にはその要件として, 新規性 (novelty) と非自明性 (non-obviousness) が求められ, またこれ以外に植物特許 (plant patent) とデザイン特許 (design patent) がある。

第2の著作権侵害は著作権者の許可なくコピーすることを禁じていることに反する行為を行うことだが, それは, 著作権を保護することによって, 創造的な営為を奨励することを目的に

している。中国では文章および口術での創作、写真、演劇、美術、建築、映画、グラフィックデザイン、それにコンピュータのソフトウェアがそれに当たる。著作権者は再生 (reproduce)、流通 (distribute)、実演 (perform)、翻案 (改作) (adapt) にたいする権利を含める広範な排他的権利を有していて、法人の場合は最大 50 年間、個人の場合は生前プラス、死後 50 年間権利が保証されている。その点では欧米世界では多く死後 70 年間まで延長されていて、日本などもそれに同じくすることが検討されている。この著作権の侵害が中国ではとりわけ音楽、映像、ゲーム、ソフトウェアなどにおいて大量かつ頻繁に行われていて、これらの分野では 90%以上が「海賊版」だとさえ、巷間ではいわれている。

第 3 の商標は財の製造者またはサービスの販売者を他のそれらから区別するために使われるもので、それは言葉、デザイン、通信文、数字、立体形状、色の組み合わせなどで表され、品質、地域、ならびに仕様を特定する証明またはマークを指していて、登録されて守られる。これもまた「偽ブランド」として中国では盛んなもので、欧米諸国が特に憂慮しているものの一つである。なお中国では特許を含めて先願主義 (first-to-file system) が採用されていて、通常は 10 年間有効である。したがって、中国内でまだ届けられていない外国の商標があると、たちまちのうちに誰かが届け出て、商標が不法に奪われてしまうことにもなりかねない。その点では、伝統的にヨーロッパでは一日本も同様に一先願主義が一般的だが、アメリカは先発明主義 (first-to-invention) を長い間、取ってきた。それは個人の創造性に依拠するイノベーションを大いに発揚させたいと考えたからである。しかし、国際的な大勢との調和を図る必要が叫ばれ、検討の上で、2011 年 9 月に特許改革法 (「リーヒ・スミス米国発明法」 Leahy-Smith America Invents Act) が成立し、2013 年 3 月 16 日までに順次、施行されて、先願主義に合流した。

第 4 のトレードシークレットは公に知られていないが、所有企業に経済的利益をもたらす企業情報で、具体的には独自に開発した技術や顧客情報、さらにはマーケティングの成果も含まれる。これらの特殊な情報を公開せずに、あえて社内の秘密情報として管理する戦略が西側世界では通常とられている。これは、競争上ならびに取引上の優位を維持するために、具体的には特許切れになったものの実質的な存続や企業間提携を行う際の、表には出ない企業秘密の保持を、情報共有の名の下に相手企業に事実上義務づけるやり方として、そして何よりも従業員への一事実上は退職後も含めての一服務義務として、多く使われている。したがってこれの違反者は経済スパイ法 (アメリカ) や不公正競争防止法 (日本) などによって厳罰に処されることになり、しかもそれは海外への漏洩を避けるなどのために、厳しくなる傾向にある⁵⁾。なおこの点での違反は中国には多く、たとえば、従業員が企業内で知り得た新たな情報 (顧客情報など) や製品・製法に関する新工夫などを企業外に持ち出して、自分で作ったり、他人に知らせたり、あるいは売ったりといったことが頻繁に起こっている。

そこで、今度はアメリカの知財戦略そのものに入っていこう。アメリカ企業の多国籍化による海外進出の展開と国家主導的な軍事技術中心の研究開発投資資金の投入は、とりわけ民生部門での国内生産基盤の弱体化と「空洞化」を呼び、アメリカ製造業の国際競争力の低下を生み出して、日米間の貿易摩擦の激化に収斂されていった。そこで日本の対米輸出の自主規制策と国内再生を目指す競争力強化策が次々と打ち出されたが、事態の劇的な反転はできなかった。他方でそれとは別に、モノ作りではなく、知財を中心としたサービス経済化への針路変更を企図し、それはアメリカ主導下でガット・ウルグアイラウンドにおける GATS（「サービス貿易に関する一般協定」）や TRIPs 協定（「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」）となって、国際的な枠組みを構築した。そして議会は保護主義的色彩の濃い「1988 年包括通商・競争力強化法」において、相手国への制裁措置を盛り込んだスーパー 301 条と並んで、知財に関する同様の措置を盛り込んだスペシャル 301 条を作って、不正なサービス取引への監視を続けた。こうして知財重視は 20 世紀末から 21 世紀初頭におけるアメリカの基本的な戦略となっていく。それは、クリントン政権下で、「IT 革命」の下、1990 年代に「ニューエコノミー」として花開き、連続して 120 ヶ月以上の景気上昇を遂げるようになったことで、さらに増幅されていった。そこでは、情報化時代を先導していく構想と政策が次々と展開されていくことになるが、とりわけ重要なのは、提唱者ゴア副大統領の名とともに有名になった「情報スーパーハイウェイ構想」(National Information Infrastructure, NII) の具体化のために作られたタスクフォース（責任者ブルース・A・リーマン商務次官補）がまとめた、通称「ホワイトペーパー」（1995 年）と呼ばれる報告書⁶⁾と「デジタル・ミレニアム著作権法」（1998 年）の成立である。前者はコンテンツ企業—ハリウッド映画に代表される—の強い要請を背景にして、デジタル時代における著作権の一層の強化を謳い、後者はその国際化を目指す WIPO 著作権条約（1996 年締結）のための国内立法措置による補強という側面を担ったものである。このようにして情報化時代にふさわしい政策展開が進められていく。

このように知財戦略は、アメリカ経済の重心がモノ作りからコト作りへと急旋回することによって、その中心に座るようになったが、「IT 革命」と呼ばれる通信・情報の革新とグローバル化の進展によって、その内容も次第に変化するようになった。当初は情報・通信のインフラ整備（「情報スーパーハイウェイ構想」）から始まり、やがて製造業やサービス業など全産業において基盤としての IT 化が進行し、コンピューターそれもパソコン中心—をはじめとするハード面での爆発的な普及が進行した。その上で、IT 産業はハードからソフトへとその重心が移動していき、さらにその上で、インターネットの普及とともに各種の情報・通信サービスそのものが産業的に展開されていくようになり、その後には知財を金融商品化する道が続いていく。そこでは上でみたように、特許、コピーライト、トレードマーク、トレードシークレットなどの、多く無体物の財産権に関わるものが知的財産権として一括され、その頂点に著作権が

君臨する事態が出現した。つまり、著作権をもつコンテンツ企業（映画、音楽、ゲームなど）とそれらをインターネットを通じて配信・流通させるネット企業（ヤフー、グーグル、アマゾンなどに代表される）がそれぞれの代表的なものとして君臨する、本格的な情報化社会が出現した。つまり、本来的には万人に共用されて、公共性の高い性格のものが、著作権として唯一のものとして知財化され、その貸し借りを通じて使用料を稼いだり、利用は無料としつつ広告収入で稼ぐ配信（交流サイト）ビジネスが盛況になる事態、知識資本—実は「知識取り扱い資本」とすべきだと筆者は考えるが—と知識労働が新たに台頭・対峙し合い、前者の下に後者が包摂される、本格的な知識資本主義の時代が到来した。そしてその中心に座るアメリカは、21世紀世界の動向をアメリカ流の知財戦略に則って構築・先導しようとしてきた。

さてそこで、今度はさらに突っ込んで、問題の対中国戦略の内容と序列と相互関連に焦点を合わせ、アメリカ流知財戦略の思想の精髓に肉薄してみよう。

アメリカの知財戦略の基本は、第1に知財保護にたいする管理が手ぬるいと侵害がはびこるので、中国政府は厳重に管理すべきであるという、知財強化にある。パテントの管理を厳重にすれば、貸与による技術特許料収入（royalties and license fees, R&F）が増えることになるからである。とはいえ、パテントは有期限であり、かつ秘匿（stop）と伝播（go）の二面戦略を合わせもっているのです。状況に応じてこれらを上手に組み合わせながら、長期的かつ継続的に技術支配を続けていくことが眼目になる。たとえば優れた最新の技術は特許の秘匿によって守るが、陳腐化して時代にそぐわなくなる可能性がでてくる技術は、むしろ積極的に相手企業との技術提携によって貸与した方が得策になる。この方式の推進はライバル企業の競争力の向上によって市場シェアを奪われる危険もあるが、通常は多額の技術特許料収入が安定的かつ継続的に得られるメリットのほうが大きい。また特許とすると、その内容を公開しなければならないので、全てを特許とせず、トレードシークレットとして社内に保持しておいて、特許期間切れになった場合には、このトレードシークレットで縛るほうがよい場合も出てくる。とりわけ、相手企業との提携が解除された場合などには、このトレードシークレットが有効になったりもする。ただしこれは公表化されないことが多いので、守秘の義務づけが事実上困難になるという弱さも合わせ持っている。

これに対して実用新案と意匠は特許の中では一段低いものとされ、その開発にも発明ほどの厳格さが要求されず、便利で使い勝手がよいので、日本企業はこれを大いに活用してきた。しかし技術提携にあたってクロスライセンス方式が採られた場合には、相手企業に自らの企業秘密を全て開示させられるようになることもある。だから功罪相半ばするともいえる。中国もこの方式を使ってパテント強化による技術促進を図ってきた。特にリバースエンジニアリング（RE）を使った分解—模倣—改造—量産化の道は、外国技術を許可なく—つまり違法に—模倣してチャイニーズスタンダードを作り上げ、それを国内の部品メーカー以下を利用して完成さ

せ、低価格での量産化を達成するという形で、競争力をつけてきた⁷⁾。これが中国政府のナショナルチャンピオン作り—自主创新技術開発（indigenous innovation）戦略—と一体になって進められ、大きな後ろ盾になっているので、これはいわば国家ぐるみでの、半ば違法な模倣戦略の展開だともいえる。中国の低賃金コストと13億もの人口を抱える巨大市場はなるほど進出を図る欧米企業にとっては大きな魅力だが、対中進出には様々な制約が課されることに加えて、模倣—それも事実上違法な—による中国企業の成長と台頭は悩みの種で、何とかそれを阻止したいと常日頃から願ってきた。というのは、西側先進国において、REの全てが禁止されているわけではなく、新たな創造活動を刺激するためになされるものは必要だとみられているが、手取り早く模倣製品を真似て作るだけのためのREは違法なものであり、禁止されている。それを中国がもっぱらとしていることへの強い懸念である。

第2にコピーライトは映像や音楽やゲームやソフトなどにおいて、プロテクトが不十分なまま販売すると、容易に違法コピーがはびこるし、またそのままに放置しておく、たちまちのうちに大衆化し、劣化していった、誰も買わなくなる。またソフトなどは所有よりもむしろ、その利用もしくは使用が基本なので、コピーするための製造コストは大量化すればするほど限りなく0に近づいていくという性質を持っている。そのため、頻繁なバージョンアップによって、継続的に購入せざるを得なくなったり、あるいは基本ソフトはあえて無料化して、同じ原理・方式を使った高機能のソフトを多数用意して、そちらで稼ぐ道を考えたりする。かくして、場合によっては「無料で配って使用料で稼ぐ」といった商法（ビジネスモデル）も生まれたりする。この点ではテレビなどで、それ自体は無料で配信し、広告料で経費を回収するばかりでなく、利益も上げるといったことがすでに行われていた。そうすると、公共性・共用性の高いものは本来的にパブリックドメインとして無料化する（「クリエイティブ・コモンズ」の提唱という運動もある）というビジネスマインドが、この分野には必要だという議論も澎湃としてでてくる。そこへもってきて、オリジナリティを尊重する気風が希薄で、良いもの、便利なものは無料で模倣することを当然とみなす風潮が、中国ではとりわけ蔓延している。「利用第一」の実用主義的な考えの支配である。だから、著作権を所有しているコンテンツ企業からは、取り締まりを厳重にすべしとの声が強くなる。

とはいえ、個人のオリジナリティを絶対化してよいかとなると、そうともいえない。というのは、独創力と呼ばれているものは、先人の業績の継承と発展の上に多く作られるもので、その全てが禁じられると、新しい独創力豊かな成果がかえって生まれにくくなるからである。だからREも全面的には禁止されていない。したがって、両者の妥協は、たとえばフェアユースと呼ばれる、個人的な利用に限ってはコピーを認めたり、二次創作を保証するためにパロディを許可したり、あるいは年限を区切って排他的な使用を認めるが、それを過ぎれば公開（パブリックドメイン）して、誰でも自由に利用（フリーコピー）できるようにするという形で、

現在、西側世界では落ち着いている。しかしこれは両者の一時的な妥協点であり、力関係が変われば、どちらに傾くかはわからない。そこにこの問題の難しさがあるし、中国への追及の手も、ややもすると、ためらいがちになる。

第3に、以上述べてきた、グローバル時代におけるアメリカの国際戦略は、要約すれば、輸出—技術提携—FDIを通じる現地生産の、三段階を考えていて、この過程を順次踏んで深化・発展していくことをめざし、その主体は多国籍企業にある。製造業多国籍企業が中心に座っていた時は、親会社—海外子会社を中心軸とする企業内国際分業に基づく国際生産が隆盛であり、海外子会社は現地での生産活動の重要な支店の役割を果たしていた。それに先だったり、あるいはその延長線上に現地企業との多様な企業間国際提携が築かれるようになると、技術提携からは R&F 収入が、また生産上の提携からは部品・中間財の調達・購入が得られるようになる。それは現地化による当該国の経済発展を加速化させ、世界の平準化を生みだし、一面ではアメリカを先頭とする先進国のライバルとしてこれらの国々が台頭してくることもなる。他面では先進国多国籍企業に絶好のビジネスチャンスを広げることにもなるので、その大波の中で、現地海外子会社は本国親会社の先兵として多様な役割を果たすようになる。そして知財中心のサービス多国籍企業が台頭するようになると、今度は生産活動ではなく、このルートを通じて R&F を稼ぐこと自体が中心となるし、先陣としての多国籍製造企業の性格もサービス重視型へと次第に変化していくことになる。この点で、上にあげた GATS はサービス取引の国際化を考える際に、第3モードとして現地海外子会社が行うサービス取引を、わざわざ本国親会社のサービス活動の延長と規定した。これによって、サービスの国際化を奨励しようとしたのである。なお筆者はこれらの R&F を知識資本主義時代の中心的な独占的超過利益として「グッドウィル」—それ自体の経済的な概念化はヴェブレンに始原を持つ—という概念にまとめて、その態様を詳しく分析し、またオフショアリングと呼ばれるサービス活動の国際化の意味と内容を詳述した⁸⁾。

かくて今度は以上の筋道に沿って世界を組織化していくことが、21世紀戦略としてのアメリカ政府の仕事になる。だが中国にたいしてはその筋道を通じないことが、ここでの最大の難問である。とりわけ中国政府からの掣肘によって現地生産が十分に展開できないこと、ジョイントベンチャーなどでは、逆にアメリカなど外国企業の先進技術の、中国側への情報提供が強く求められること、あるいは公表できないトレードシークレットを活用することができないこと、さらにとりわけ「偽ブランド」や「海賊版」の横行によって知財収入が十分に当初の見込み通りには上げられないのは、致命的ですらある。もっともこの過程では知財を所有するコンテンツ企業に被害が集中的に現れるので、その仲介をとって流通過程でビジネスを行うネット企業にとっては取引量の拡大をもたらす面もあり、両者の間の利害は必ずしも一致しない部面もでてきたり、場合によっては利益相反することもあり得る。それが劇的に現れたのは、知財強化

を望むハリウッド映画会社と現行の知財の緩和、フリーコピーを提唱するネットビジネスの綱引きで、「ハリウッド vs グーグル／ヤフー戦争」ともいわれた。とはいえ、知財侵害そのものはいずれにとってもゆゆしき事態であることに変わりはないので、共同でアメリカ政府を後押しすることになる。

第4に大衆消費社会の登場である。トレードマークの模倣・偽造、つまりはいわゆる偽ブランドの横行だが、その背後には大衆的な消費拡大の嵐とその普及化がある。そもそも人間の欲望の増大は社会の発展とともに成長していくものであり、それも生存に不可欠な必需品（basic human needs）から始まり、生活の快適化や文化的向上のための各種生活・消費財（一般に wants と呼ばれるもので、日用品や文化財がその中に段階的に入ってくる）、さらには通常の生活品を超えた奢侈品（leisure goods）に至るまで、人間の欲望の度合いに応じて様々である。それは個人でも、性別でも、年齢層によっても、さらには所得階層や社会的なステータスによっても違いがある。こうしたことは、欲望を喚起する広告・宣伝等によって刺激され、購買意欲をかき立てられるが、その頂点に現代ではブランドと呼ばれる、知名度の高い一連の高級品がある。しかも大衆消費社会と呼ばれる段階に到達するにしたがって、ブランド品愛好の風潮は加熱していく。

この過程とその含意に関しては、筆者は先に『国際政治経済学の新機軸』の中で少し立ち入って論じた⁹⁾。そこでは、ブランド固有価値を中心軸において、それがまず消費者の差異化意識を利用した商品差別化戦略に基づいて、一般商品（コモディティ）からの第1次分離を通じて、実体としてのブランドアイデンティティを確立した後、連想と拡張によって関連品へと派生していき、トータル化、つまりは個別商品ではなく、企業そのものがブランド化していく第2次分離が生まれ、さらにこうして確立した一連のブランド群が資産（知財）としての価値（ブランドエクイティ）をもち、企業そのものが特別のプレミアム価値を持つようになると、そのステータスをさらに上げるための極上ともういべきプレステージブランドが立ち上げられる第3次分離の、三段階を通じて上昇・精緻化されていく様子を論じた。この最後の段階までくると、ブランドロイヤリティとしてそれ自体の使用許可からの利用料の獲得に加えて、資本化されて株価に反映されるばかりでなく、M&Aの恰好の標的になったりもする。かくて西側先進国から始まった消費化の波は、ブランドに象徴されて、今日、途上国をも巻き込んで、文字通りグローバルな潮流になっている。そこでは外国崇拜の拝外思想がはびこり、「文明化」の波が押し寄せている。中国では経済成長と所得上昇ともなって、近年、この消費の拡大が嵐のように押し寄せ、大衆消費社会が訪れたが、これにたいする適切な行政上の誘導や行き過ぎへの牽制が十分ではなく、事実上、カオスの状態のままである。そして反転していたずらに消費や欲望の自由を強制的に制約だけすると、大衆の不満が鬱積して、社会不安が増大していくことになる。

第5に、かくて知財を金融取引の対象とし、パテントポートフォリオと呼ばれるものに集約・昇華する過程が今や盛んになりつつある。ここでは折からのセキュリタイゼーション（証券化、金融化）の流れと一体となって、資本との合体を果たしている。そこには今日の社会の浮動的で、流動的で、確かな実体を持たない、それでいて拝金主義の蔓延する、いわば得体の知れないような姿が端的に現れている。金融商品としての知財は、ブランドに端的に表わされるように、広告宣伝と不確かな評判（レピュテーション）を配下に従えて、虚名の資産価値を極点にまで高めることになるが、それは自らの貧弱な出自—というのは、ブランドの出自は旧来の封建・貴族社会からの伝統の力を借りたエリート主義と、大衆的な消費拡大の波に乗って無名の日用品を宣伝・広告を使って故意に有名化するポップス路線との二方向がある—をひたすら隠して、あたかも無限に自己増殖することができるかのように振る舞い、資本万能の風潮をさらに高める。ここでは時間差を利用した名目上の資産価値の変化が勝負所で、絶えず流れゆく時間に身を委ね、現在価値だけを追う刹那的な生業が支配する。不確かで予想不能な将来に賭け、休まるところを得ないが、一攫千金を夢見るカジノのような舞台を見つめて、スリリングとか冒険的とか評することは容易いが、社会全体には虚飾の匂いが充満している。だがこれが仮象にすぎないことがやがて明るみにでると、一挙に暴落して、貨幣で表現されたその資産価値は紙くず同然のものにすらなってしまう。こうした脆弱性を抱えた上での、つかの間の繁栄にしか過ぎないし、その日暮らしの浮き草のようなものに賭けることは、はなはだ危ういものだといえよう。

第6にこのような知財優位の経済活動の蔓延は、従来の産業分類—たとえば、労働集約財 (labor intensive goods)、資本集約財 (capital intensive goods)、技術集約財 (technology intensive goods) など—とは異なる分類方法の工夫を考えさせている。後段でさらに説明することになるが、このITCの報告書は「知財感応財ならびにサービス」(IP sensitive products and services) という新しい用語を開発し、それによって知財との結びつきが強い財や産業を特記できるようにしようとしている。これはおもしろい試みだが、まだ開発途上であり、それが首尾よく表出できるようになるかどうかは疑問である。とはいえ、これはアメリカ経済の変化と新たな重心のありどころを如実に示していて、IT化が表す「ニューサービス」中心の経済の指標化を試みるものである。以前、これまでの産業分類の中に新たに情報産業を一桁の大産業としてまとめて出したり (NAICS)、世界に先駆けて「デジタル・エコノミー」に関する総括的な統計データをまとめた報告書を公表したり (商務省) といった試みをおこなってきたが、これはその延長線上にあるものだろう。

2. 知財をめぐる両国間の確執とその実態：アンケート調査が語るもの

今度は知財侵害とその実態を、上であげた ITC の二つの報告書を基にして、具体的に検討していこう。

まず第1の課題は米中間の経済的な相互依存関係の深化であり、それは貿易、技術提携、FDIの、三段階を通じて展開されていく。『第1報告』はグローバル経済下での米中間の経済的な相互依存関係が深化・拡大を遂げていることをまず強調している。アメリカは先端産業の優位性に依拠して世界経済をリードしてきたが、製造業の競争力が低下するに従い、知財中心のサービス経済化へとシフトするようになった。一方、中国は改革開放政策の実施後、工業化に邁進していくが、そこでは政府の後援を受けて主に経済特区を中心にして、部品・中間財を輸入して低労働コストによる組み立て・加工を施して完成させた財を輸出して外貨を稼ぎ、経済成長を遂げてきた。これを筆者はアメリカの知財化と中国のモノ作りを双頭とする「スーパーキャピタリズム」の到来とかつて名付けて、その相互補完的、位階的かつ対抗的な内容を詳しく論じた¹⁰⁾。中国の工業化が沿海部の経済特区から次第に内地にまで浸透していくのに従い、先進国多国籍企業は中国への進出を加速させ、国際生産の一環としてのサプライチェーンの確立を目指したが、こと志と異なり、内外市場での中国製商品の模倣・偽ブランドや、著作物の「海賊版」等による知財侵害に悩まされることになった。他方で中国はナショナルチャンピオン作りを掲げる「自主創新技术」の開発戦略に沿って、低労働コストを主眼に置いた労働集約的産業から、次第に技術力に依拠した産業の高度化を目指すようになり、進出してくる外資にたいして先進技術の移転を要求するようになったし、また自国資本の海外進出に当たっても先進国の高度技術の獲得を目指すようになった。その結果、知財関連の産業をめぐる米中間の対抗と協調の両面が今度は表面に出てきた。

ところで、この知財関連もまた主に三つのルート—貿易、R & F、FDI—を通じて流れていく。そこで、ITCは上にも述べたが、「知財感応部門ならびに製品」(IP-sensitive sector and products)という概念を新たに捻出した(第1表)。その内容は、以下の三つの特質に依拠しようとしている。第1はパテントやコピーライトなど、IP(知財)の利用度が高いもの、第2はR&D投資や労働生産性やイノベーション力が高い、技術集約的産業とほぼ同一とみなせるもの、第3はパテント、コピーライト、トレードシークレット集約部門に焦点を当てたものである¹¹⁾。だがそのいずれかに収斂させるか、あるいはそれらを総合させて内容を明確に確立することができないので、後にみる『第2報告』では「知財集約的」(IP-intensive)という無難な特徴付けでまとめている。だがいずれにせよ、中国との関係でいえば、それは知財保護を特に要求される産業というのが、その真意になろう。

それとの関連で、従来からある高度技術製品(Advanced Technology Products, ATPs)の質

第1表 IP 感応部門ならびに製品

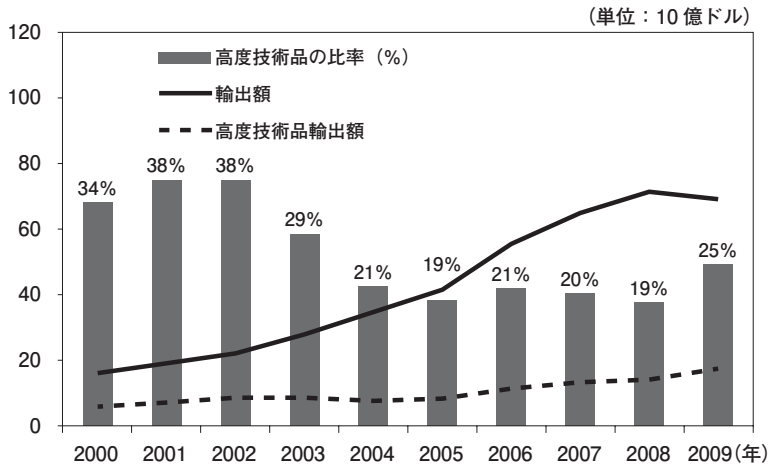
航空宇宙
アパレル
醸造
コンピュータ・電子
コンピュータシステム・サービス
電機
靴・レザー
ゲーム・玩具
インターネット出版・放送・ウェブ
宝石・銀細工
機械製造
医療機器
映画・ビデオ
自動車
新聞・雑誌・書籍・ディレクトリー
化学
殺虫剤・肥料・農薬
医薬品
研究開発
半導体・電子部品
ソフトウェア
レコーディング
テレビ放送
タバコ
時計

(注) NAICS の分類による。

(資料) USITC スタッフによる編集。

ただし United States International Trade Commission, China : Intellectual Property Infringement, Indigenous Innovation Policies, and Frameworks for Measuring the Effects on the U.S. Economy, Investigation No.332-514, USITC Publication 4199 (amended) , November 2010, Table 2.1 p2-7 による。

易がどうなっているかでみると、米統計局はその該当産業をバイオテクノロジー、生命科学、光学電子、情報・通信、電子、FMS、高度素材、航空宇宙、兵器、核技術の、10部門に
 している。それはもちろん、ここでいう知財感応財とは必ずしも一致しないところがあるので
 くる。アメリカの対中 ATPs 輸出は2000年から2009年までに2倍以上に膨らみ、170億ドルに
 までなった(第1図)。そのうち、航空宇宙(主に航空機・同部品)(31%)、電子(主に半導体)
 (31%)、情報・通信(21%)が多く、それらで80%以上を占めている。また航空機を除けば、
 その大部分は中国内で最終財に組み立てられる中間財・部品である。したがって、米中間では
 グローバルなサプライチェーン関係が形成されているともいえるかもしれない¹²⁾。とはいえ、
 全体的には中国へのATPs輸出のシェアはこの間に最大38%から最低19%へと減少してきて
 いる。それは、中国側がアジア諸国などへと輸入元を変えたからである。また国内生産基盤の
 拡大に伴って、アメリカ多国籍企業が中国に生産拠点を置くようになったことを反映してい
 るともいえよう。その意味では、全体的には中国ではアメリカ多国籍企業が主導する彼ら本意の



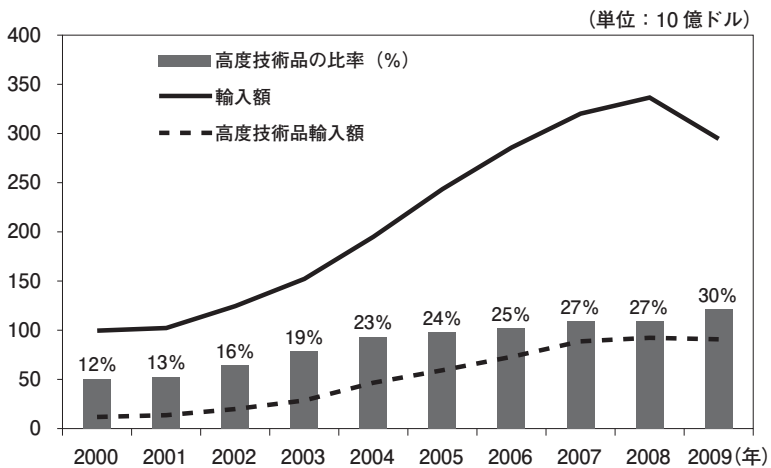
Source: World Trade Atlas.

第 1 図 アメリカの中国への高度技術品（ATP）輸出：2000-2009

(資料) *ibid.*, Figure 2.2, p2-8 による。

グローバルサプライチェーンの確立にはまだ明確には至っていないともいえよう。

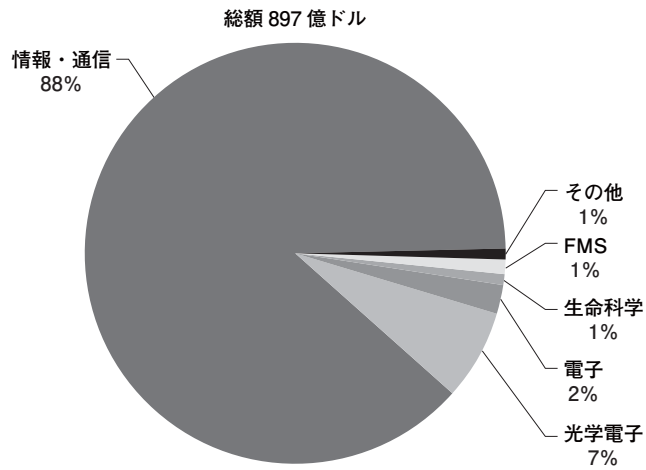
一方、中国からのアメリカの ATPs 輸入は 120 億ドル（2000 年）から 900 億ドル（2009 年）へと急増した（第 2 図）。しかも ATPs の割合はほぼ 3 分の 1 ほどを占めるようになった。それは情報・通信に集中していて、90%ほどを占めている。これらは問題の IP 感応財である（第 3 図）。したがって、知財違反も多い。たとえばアメリカに入ってくる知財侵害で押収された商



Source: World Trade Atlas.

第 2 図 アメリカへの中国からの高度技術品（ATPs）輸入：2000-2009

(資料) *ibid.*, Figure 2.3, p2-9 による。



Source: World Trade Atlas.

第3図 産業別のアメリカへの中国からの高度技術品（ATPs）輸入：2009

(資料) ibid., Figure 2.4, p2-9 による。

品の79%は中国からのものである（その内訳は第2表のとおり）。それに香港からのもの10%が加わるので、ほとんどが中国からのもので、しかもそれは実際には氷山の一角にすぎず、巧妙なやり方で摘発を免れたものがさらに多いことを考えれば、中国はまさに「知財海賊」王国といえよう。

次に中国からのR&F収入は第3表にみられるように、この間に大いに増加してきている。知財違反への管理を厳しくすれば、このR&Fは増加が見込める。というのは、アメリカの世界全体の伸び率に比較して、中国からの伸び率が少ないからである。特に書籍・レコード・テー

第2表 中国からの知財違反品の押収：2009 会計年度

商品	価額 (100万ドル)	%
靴	98.0	48
ハンドバッグ・財布・バックパック	19.6	10
消費者用電子品	18.5	9
衣類	17.9	9
コンピュータハードウェア	8.8	4
宝石	7.3	4
薬品	6.7	3
メディア	5.5	3
時計	4.9	2
玩具・ゲーム	4.5	2
その他	13.1	6
合計	204.7	100

Source: U.S. Customs and Border Protection.

(資料) ibid., Table 2.2, p2-10 による。

第3表 カテゴリー別の中国およびそれ以外の国からのアメリカの技術特許料（R&F）受取り：2000-2008

（単位：100万ドル）

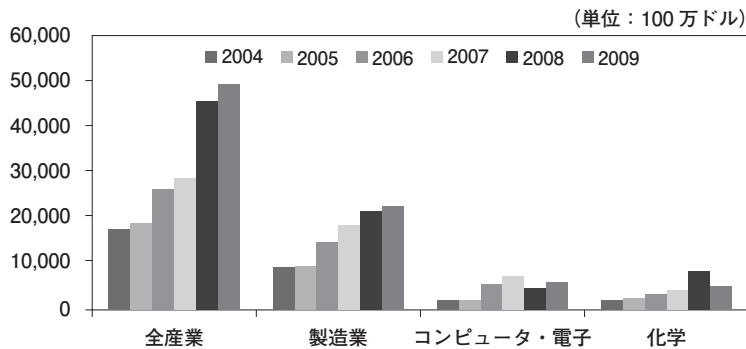
	産業工程	書籍・レコード・テープ	ライブイベント	フランチャイズ	トレードマーク	コンピュータソフト	合計
中国							
2008	1,080	2	21	204	292	727	2,326
2007	831	3	20	156	231	605	1,846
2006	663	2	7	114	202	528	1,516
2005	159	5	1	21	28	71	285
2004	185	3	1	17	48	61	315
それ以外の国							
2008	39,050	1,551	556	4,168	12,260	31,564	89,149
2007	35,960	1,497	538	3,739	11,534	28,621	81,889
2006	31,752	1,471	418	3,156	10,181	22,127	69,105
2005	6,321	684	241	672	1,422	6,184	15,524
2004	5,472	652	200	585	1,666	4,689	13,264

Source: BEA.

（注）2005年までは非関連会社からのものだけだが、2006年以降は関連会社と非関連会社の双方を含む。
（資料）ibid., Table 2.3, p2-11による。

プが残余の世界からのものに比べて極端に少ないことがその証左である。またその3分の2は在中子会社が稼いだものである。そして、データでみると、企業内での取引（in-house）による知財違反の損失は、企業外からのそれ（arms-length）よりも少なくなる傾向がある¹³⁾。これは企業内での知財管理の厳格さの表れであろう。

最後に対中FDIであるが、ストックベースでみると、2009年490億ドル、世界全体の3兆5千億ドルのわずかに1.4%に過ぎない（第4図）。これにたいして、中国の対米FDIは台湾、香港、日本、シンガポールに次いで5番目である。これは知財違反と中国政府の自主创新技術開発戦略が影響していると考えられる。しかもIP感応財部門が製造業FDIの半分ほどを占めて



Source: BEA.

第4図 主要産業別アメリカの対中直接投資(ストック額, ヒストリカルコストベース)：2004-2009

（資料）ibid., Figure 2.5, p2-13による。

いる。この FDI の中身は新規設立（グリーンフィールド）と既存企業の M&A だが、いうまでもなく前者が多い。またその中身は 57% が工場施設の新設で、次いで 33% が R&D である。具体的には IT 関連では Intel（25 億ドル）が多く、Microsoft, Oracle, AT&T も計画中である。また製薬では Pfizer が 1 億 5500 万ドル、Eli Lilly が 1 億ドルを R&D 施設に投資している。在中子会社による R&D 投資は 15 億ドルで、世界全体の 370 億ドル（2008 年）に比べてわずかである。この中身は第 4 表にみられるように、製造業が大部分（なかならずコンピュータ・電子が圧倒的に多い）で、海外子会社だけでみると、在中国子会社のそれは 7 番目に多い。したがって、知財違反はあるものの、中国は極めて重要な成長市場であり、アメリカが躊躇すると、他国に空隙をつかれる可能性が大いにある、魅力的な市場でもある。

第 2 の課題は知財侵害である。その実態を、著作権侵害（Copyright Piracy）、商標模倣（Trademark Counterfeiting）、特許違反（Patent Infringement）、営業秘密悪用（Trade Secret Misappropriation）の四項目でみていこう。まずアメリカの中核的な著作権産業の規模は 2007 年に付加価値額で 8890 億ドル（GDP 比 6.4%）、輸出額では 1260 億ドルと推計される。著作権の侵害を被っているのは、これらの、映画、音楽、事業用ならびにエンターテインメント用ソフトウェア、それに出版などの産業で、EU はその 68% が中国であるとしている。それは CD, DVD, ハードドライブ, フラッシュメモリードライブなどを使っておこなわれる。また各種のソフトが違法にコピーされている。そのやり方は違法なディスクを輸出用に作成したり、ソフトを違法にインストールしたり、書籍類を大学が違法にコピーして販売したり、利用者がお互いに P2P ネットワーク等を通じてファイルを交換し合ったりしていることなどによる。もちろん中国政府はその摘発に乗り出しているが、十分ではない。そのため、たとえば、コンピュータのオペレーティングシステム（OS）の中にあらかじめ組み込んだりしたもの販売したり（Windows 95 に始まるマイクロソフト式ビジネススタイル）、インターネット上での侵害に焦点を当てた機関を作ったり、たとえばオリンピックのような国家的な威信に関わるような行事の時期に取り締まりを強化したりといったことを試みている。一方、中国に参入する外国企業側は、価格を下げたり、ライブ（実演）活動と一括して全体の利益を計算したり、予約料を取ったり、プリペイド方式にしたりなど、色々と試みている。

第 4 表 米在中子会社による研究開発（R&D）支出：2004-2008 （単位：100 万ドル）

	2004	2005	2006	2007	2008（年）
全産業	575	668	759	1,141	1,517
製造業	539	574	590	922	1,180
うちコンピュータ・電子	466	(^a)	453	752	965

Source: BEA.

(注) a…データの開示避ける。

(資料) *ibid.*, Table 2.4, p2-14 による。

次にトレードマークに関しては、上述したように、アメリカの税関が摘発した模倣品のほとんどが中国からのものである。中国内部での偽ブランドは奢侈品と薬品が多い。その範囲は広く、ここではヒアリングを中心にした調査結果をまとめた第5表を総括的に上げておこう。その手口は、たとえば中国側の契約企業が契約量以上に生産したり、契約終了後も生産を続けて密かに市場に流したり（これをゴーストという）、あるいは工場の現役もしくは元従業員がノウハウを知ってそれを他の工場に流したり（第三者シフト）する。また検査を通過できないため廃棄処分にされた製品やリサイクルされた製品を再度商標をつけ直して販売したりもされる。IC（集積回路）の場合、検査を通らなかったものをセカンドソースものとして、廉価で2次市場に流す場合もある。もちろん、偽物そのものを別の業者がそっくりに生産する（スーパーフェイク）場合もある。さらに手が込んで、本物の箱に偽物を詰めて出したり、薬の場合ジェネリック製品をその中に挿入したりする場合もある¹⁴⁾。またその販売ルートは香港や台湾を経由したりすることもある。さらに自由市場で、表向きには正当なものを並べ、その陰で裏の倉庫などに別に偽物を置いて、顧客に応じて値引きなどを通じて売り分けたりもする。インターネットが情報交換の手段に使われるようになったので、それこそジャストインタイムで即座に品物が届いたりするようになった。商標の所有者はアメリカの特許商標庁（USPTO）と中国の国家産業通商管理局（SAIC）商標課にそれぞれ登録され、その後両国の税関（米CBP、中国GAC）に送られるので、双方の協力の下で取り締まりを強化はしている。

以上、すさまじいばかりの中国の知財侵害の手口を詳述したが、これはアメリカ企業側が告発しているものであって、これをそのままに受け取ることはできない。というのは、これはブランドを確立し、それを制度的な規準（スタンダード）にまで昇華させたアメリカ企業による、アメリカ流の、知識資本主義時代のビジネスモデルだからである。そこではことこまかな素材や部品類の使用指定、生産・加工方法の特定、安全規準の遵守、標準化による制約、さらには商品名・企業名のブランド化による専一的な使用などが法律によって厳格に定められ、その周りにはコンプライアンス（法令遵守）やら、トランスピレンシー（透明性）やら、アカウントビリティ（説明責任）やら、オープンネス（公開制）やらの諸原則によってがんじがらめに籠が填められている。だからそれらの諸原則に従わないものは、世界の異端児として事実上、排除されていってしまうことになる。先進国本意に作り上げられたこれらの一律の規準を全て正当だとは、多くの後発国はけっして思わないだろう。世界はもっと多くの多様性と寛容に満ちたものであるはずだ。その意味では、知識資本主義の時代には、スタンダードが特別に重要な位置を占め、とりわけ規範（norm）を通じた事実上の良き慣行の履行義務が国際機関によって強いられているのは、製薬産業において典型的である¹⁵⁾。

今度は特許違反とトレードシークレット（営業秘密）の悪用だが、両者ともに企業が成長する上で決定的に重要な要素であり、両者は相互に補完し合う関係にある¹⁶⁾。一般的に、新規の

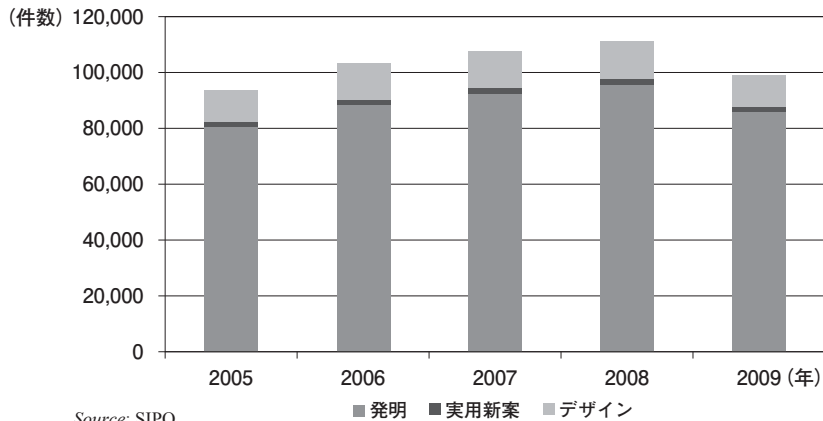
第5表 中国での知財侵害産業実例

産業	知財侵害の内容
航空宇宙	模倣部品が違法に使われる。
アパレル	低品質または承認されない染色が使われる。
全地形 (ATVs) 走行車・モーターサイクル	連邦安全基準に合わない。また部品類の模倣。
自動車部品	部品類の修理・保守で発生。OEM でも多いが発見できない。
書籍販売	書籍や試験がクレームを受ける。
ブランドもののレザー製品 (財布・カバン・バック バック・シガレットケース・メガネホルダーを含む)	有名ブランドが非標準部品等を使われる。
ブランドもののメガネ・サングラス	有名ブランドが非標準部品等を使われる。
タバコ	低品質のタバコに偽のラベルをつける。
コンピュータプリンターインカートリッジ	OEM での模倣
コンピュータ	品質, 寿命, 安全性で劣る部品等の使用
消費電子 (テレビ, カメラ, CD, DVD プレーヤー /レコーダー, MP3 プレーヤーを含む)	品質, 寿命, 安全性で劣る部品等の使用
ダイヤモンド	広告スローガンとブランドのコピー
直流式電力供給	発火, ショック, 感電の恐れのある家電品
乾電池	低品質のものは爆発や損傷の危険ある。
食料・飲料	不承認または有害成分の使用
はきもの	標準以下の部品類の使用
接地事故回路遮断装置 (GFCI)	安全性, 発火, ショック, 感電の恐れ
ゴルフクラブ・スポーツ用品	標準以下の部品類の使用
保健・美容 (ヘアドライヤー・カールアイロン)	品質, 寿命, 安全性で劣る部品類の使用, 発火, ショック, 感電の恐れ
家庭用品 (石けん, 洗剤)	本物と比べて効果が薄く, 有害でもある。
IT ネットワークルーター・コンピュータ	米政府機関, 国防関係, 大学, 金融機関, 電力会社が購入, 不正ネットワークや外部からの侵入の危険ある。
宝石・時計	標準以下の部品類の使用
医療品	体外診断装置, コンタクトレンズ, 医療テストキット, 外 科手術器具, 心臓カテーテル人工呼吸装置, 温度計, コン ドーム, 手袋, 血糖検査等々は健康に重大な危険ある。
楽器	低品質品の使用
香水・化粧品	効果のない, 有害な内容物の混入
ペットフード	死に至るような内容物の混入
薬品	効果のないもの, 大量の投入, 外国の材料の混入, もはや 効果のなくなったものの使用等
小売店・レストラン名	まぎらわしい名前の使用
セカイ	オリジナルなものと同じあるいは同等のものから作られない。

Sources: *Automotive Body Repair News*, "Aftermarket Groups Address the Issue of Counterfeit Chinese Auto Parts with Congress," July 21, 2006; Europa, "Contraband and counterfeit cigarettes," News Release, July 15, 2010; Barboza, "Fake Goods and Unsafe Food Threaten Chinese Exports," May 18, 2007; CBP, "Los Angeles CBP Seizes More than \$18 Million in Counterfeit Sunglasses," April 22, 2010; Chao, "Beer Drinkers Warned They May Get More than They Ordered at the Bar," July 1, 2010; Edwards, "HP Gets Tough on Ink Counterfeiters," May 28, 2009; French, "Chinese Market Awash in Fake Potter Books," August 1, 2007; Gow, et al., "Dangerous Fakes: Counterfeit, Defective Computer Components from China," *Bloomberg Newsweek*, October 2, 2008; ICE, "Los Angeles Shop Owners Plead Guilty," June 21, 2010; industry official, interview by USITC staff, Washington D.C., June 9, 2010; International Imaging Technology Council, written submission to the USITC, July 7, 2010; MarkMonitor Case Study, "Under Armour Reduces Gray Market Sales with Mark Monitor," n.d.; MEMA, written submission to the House of Representative Committee on Small Business, July 21, 2010; Motorcycle Industry Council, written submission to the USITC, July 9, 2010; Nash, "Counterfeit Parts: A Poor Fit for Your Shop," January 2004; Keller, "Industry and Government Prepare Counter-Attacks," April 2010; Prince, "Traffickers in Counterfeit Cisco Networking Hardware Taken Down," May 5, 2010; Reuters, "China Seizes 18,000 Fake Viagra Pills in Raid," July 25, 2007; Ricapito, "The Fight Against Faux Fragrances," January 2010.; Sangani, "The Global Trade in Counterfeit Consumer Electronics," May 10, 2010; Wilber, "Family Members Charged With Selling Counterfeit Computer Chips," October 9, 2009.

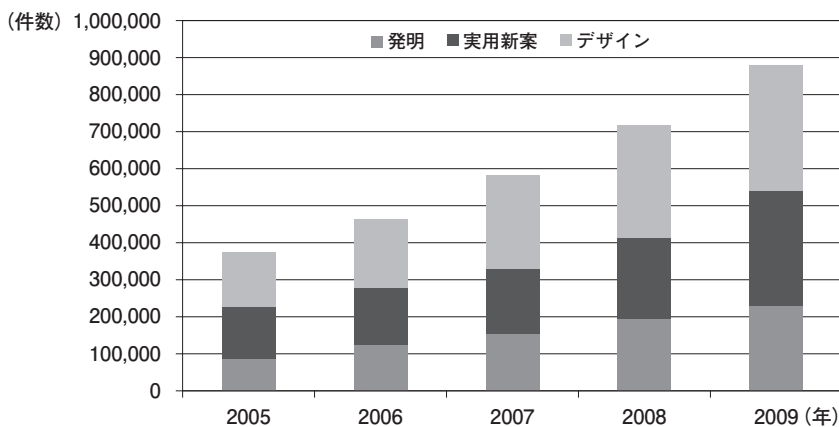
(資料) *ibid.*, Table 3.2, pp.3-16~17 による。

発明品には一定期間の独占的権利（生産、使用、販売）を与えるパテントで縛るのが通常である。だがそれは登録されて公表されるので、類似のものが18ヶ月後には他社によって開発が開始されていく可能性もあるので、極度の秘匿を維持しようとするれば、トレードシークレットが有効になる場合もある。中国への進出に当たって、特許への行政の監督が弱いから、トレードシークレットに多く頼りがちだが、そうすると、それ以外の国に対してもそうせざるをえなくなりがちだし、肝心の中国側のパートナーを信用できるかという問題も出てくる。また中国では実用新案（utility model）を重宝する（たとえば2008年には発明18%、実用新案38%、デザイン14%、それぞれ増加した）が、これは上でも見たように petty patent として欧米では一段低いものとみなされているため、彼らは登録したがない（第5図）。また特許違反の被害が



Source: SIPO.

第5図（A） 中国での形態別の外国からのパテント取得：2005-2009



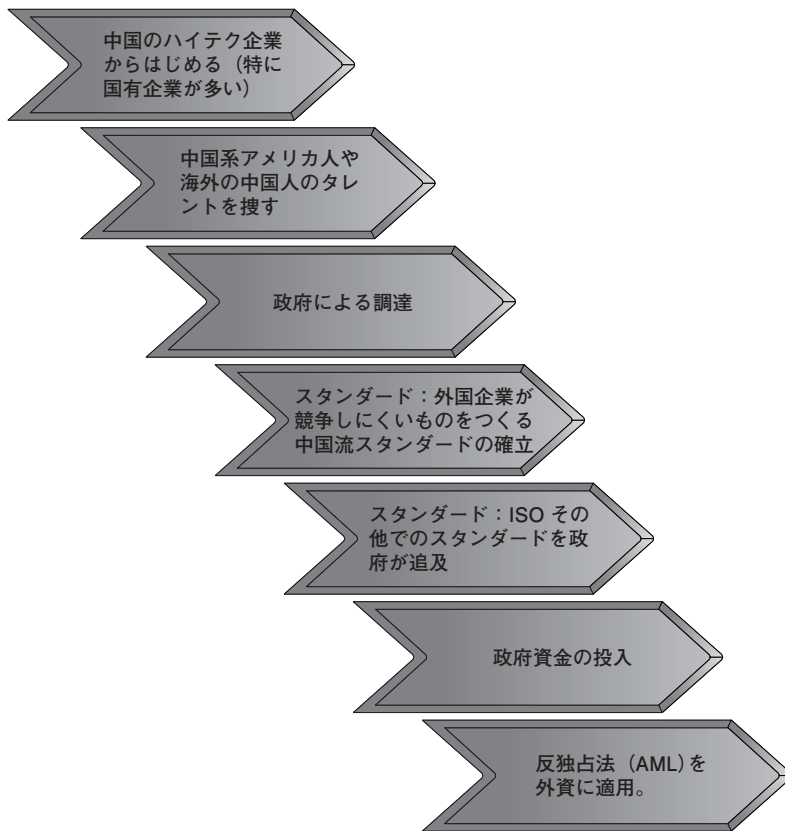
Source: SIPO.

第5図（B） 中国の形態別パテント取得：2005-2009

（資料） ibid., Figure 4.1, 4.2, p44 による。

多いのは、製薬、通信、電子、化学、バイオなどである。トレードシークレットの悪用は金属加工、料理のレシピ、陶磁器の技法、電子工学の技術などである。特に多国籍企業の中国人従業員が企業秘密を外部に漏らす傾向がつよく、それは、そうした情報が売買対象になるからである。またジョイントベンチャアの中国側パートナーを通じて流れるものや、産業スパイがコンピュータネットワークに違法に入り込むケースも後を絶たない。ひどい場合には、規制をおこなうべき公的な機関（役人）からの漏洩もある。

第3の課題は以上の知財侵害と強く関連している中国の自主創新技術開発戦略についてである。これは、これまで詳述した知財侵害と表裏一体となり、それを一面では促進もしている、ある意味ではそれ以上に危険なものとして、アメリカ側が強い懸念と警戒心を持っている問題だともいえよう。なおこれに関してはすでに前稿¹⁷⁾において詳述したので、ここではその中心的なものだけを取り上げてみよう（概要は第6図）。その基本思想は、中国自前の技術を世



Source: Industry and academic representatives.

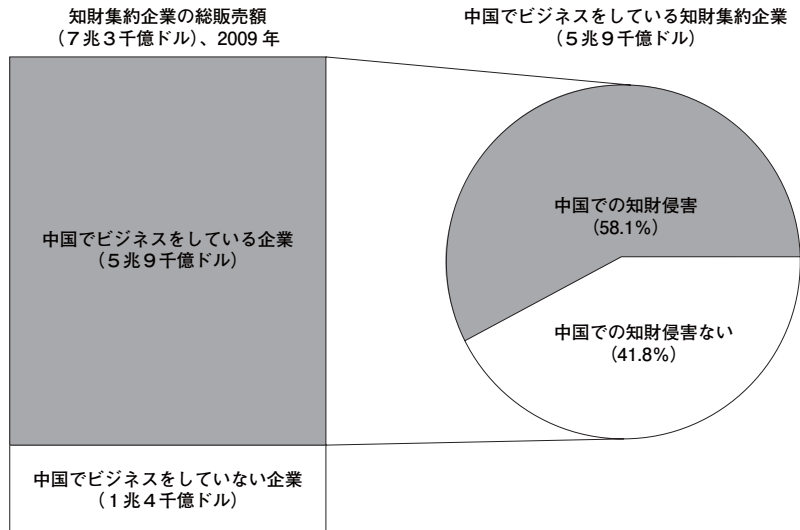
第6図 自主創新技術開発によるナショナル・チャンピオンづくり

（資料）ibid., Figure 5.1, p5-7 による。

界的な水準に高め、その力によって世界をリードしていき、経済的な強国にのし上がろうというものである。国家戦略として計画的に推進していくことになるので、それには政府調達、技術標準、競争政策、租税政策、知財保護とその実施などが必要なものとして推進される。とりわけ先端部門でのナショナルチャンピオン作りが、当面の目標におかれている。特に力を入れているのは、コンピュータならびにそのアプリケーション、通信、事務機、ソフトウェア、新エネルギーならびに同機器、それに高能率のエネルギー節約型製品、の6部門である。

アメリカが注目しているのは、この自主创新技術開発と知財違反との関連である。自主创新技術はオリジナルなイノベーション (original innovation)、現にある技術を組み合わせた統合型イノベーション (integrated innovation)、輸入された技術を基にした再イノベーション (reinnovation) もしくは融合・改良型の、三つを想定している。このうち、最後のものは技術移転の形で、自動車や航空機において展開され、外国企業にとっては重要な関心事である。さて思い出していただきたいのは、先にみた中国の特許の規定において、その根拠に新規性、創造性と並んで、実用性がおかれていることである（アメリカの場合は新規性と非自明性）。そして具体的には発明、実用新案、意匠の三つをその内容にしているが、実質的には実用新案が支配的である。となると、イノベーションに三つがあげられているが、現状では第1の独創的なものは極めて少なく、第2の既存のもの組み合わせや、第3の外国のもの改造・改変が主力となろう。だが第2のものは多く実用新案に属するものであって、petty patent の域を出ない。第3のものは、外国の模倣として知財違反に引っかかる可能性が高い。そうすると、自主创新技術開発は西側先進国の二番煎じか、知財違反すれすれのところを歩む、危うい境界線上のものになるだろう。そこから果たして、独創性豊かな、真に中国発のイノベーションが花開くだろうか。かつて、日本がはじめ、韓国などのアジア NIES 諸国が追従した、欧米先進技術の模倣からの経済開発と発展の道—日本型高度成長モデル—は、知財管理が厳しい今日のグローバル社会においては、おいそれと二匹目、三匹目のドジョウは待っていない。その悩みに中国は苦悶することになろう。

最後に『第2報告』が実施した知財侵害を被った企業へのアンケート調査についてみていこう。5051社にアンケートを送付し、16.3%から回答があった。被害総額は中央値で推計して482億ドル（2009年）、うち販売では366億ドル、そして116億ドルはロイヤルティとライセンスフィーなどで被っている¹⁸⁾。なお知財関連の米企業の販売は2009年に7兆3千億ドル、うち中国へは5兆9千億ドルで、被害を報告したのはそのうちの58.1%である（第7図）。なかでもコピーライトの被害は最大で、237億ドル、トレードマークは中国で活動している米企業の31.5%が被害を報告し、消費財では91.6%の企業が被害を報告している。特に大企業で被害が大きい、中小企業の場合は額は少なくとも、当該企業にとっては被害は甚大なものになる。知財保護が改善されれば、輸出額で214億ドル、在中国子会社で878億ドルの、合計1070



Sources: Weighted responses to the USITC questionnaire; U.S. Bureau of Economic Analysis; U.S. Census Bureau.

第7図 中国での知財侵害を報告した米企業：アンケート調査

(注) GDPの16.3%と推定しているが、それは統計局による部門別販売額と経済分析局による付加価値額にもとづき、知財に影響を受けた24部門をとりだしたものである。ただし知財は多かれ少なかれ、全ての部門において影響を受けるので、このアプローチは最少のものだといえよう。

(資料) United States International Trade Commission, China: Effects of Intellectual Property Infringement and Indigenous Innovation Policies on the U.S. Economy, Investigation No.332-519, USITC Publication 4226, May 2011, Figure 1, pxvi. による。

億ドルが増加するとみられる¹⁹⁾。その他に雇用面での被害も推計しているが、実損ではなく仮定の上でのことで、かつて日米貿易摩擦の際に、対日攻撃の材料としてこの手のものをアメリカ側がまことしやかに出したのと、同工異曲なので、ここでは触れないことにする。その産業別、カテゴリー別の内訳(2009年)は第6表のとおりである。これをカテゴリー別にアメリカ企業の被害を中国、アメリカ国内、それ以外の地域に分けてみると、トレードシークレットを除いては全て中国での被害が最大である。とりわけコピーライトの被害は中国で90%にも達している(第8図)。また知財侵害をおこなう形態としては、報告企業は劣悪品49.6%、おとり品32.2%、複製品25.7%、品質偽造10%、価格の引き下げ27.6%をそれぞれ被ったと報告している²⁰⁾。

全体を総括してみると、第7表のようになる。このアンケート調査は極めて貴重なものだが、同時に報告した米企業には傾向としては被害を多めに見積もる心理が働くことは、おおいにありうることである。とはいえ、その中から浮かび出てくるものは、中国の知財違反の実情であり、それをどう克服するかはアメリカ側のみならず、中国政府にとっても悩ましい問題である。しかし、同時に中国は世界最高水準の技術力に裏付けられた経済力の達成を目指して、自主新

第6表 中国で知財侵害を被った米企業の損失額：2009年（単位10億ドル）

損失	調査結果	
	点推定値	下限と上限 ^a
合計額 ^b	\$48.2 ^c	\$14.2-\$90.5
部門別損失 ^b		
情報サービス	\$26.7	\$11.8-\$48.9
ハイテク・重工業	\$18.5	\$1.9-\$37.0
化学	\$2.0	\$0.4-\$3.6
消費財	\$0.8	\$0.5-\$1.1
輸送機器	\$144.6 (100万ドル)	\$35.3-\$294.7 (100万ドル)
知財カテゴリー別 ^d		
コピーライト	\$23.7	\$10.2-\$37.3
トレードマーク	\$6.1	\$1.4-\$12.5
パテント ^e	\$1.3	\$0.2-\$2.8
トレードシークレット ^e	\$1.1	\$0.2-\$2.4
分類不能 ^f	\$16.0	\$2.2-\$35.5

Source: Staff calculations from USITC questionnaire. See appendix F for method and further details.

(注) 特に断わらない限り95%相当である。点推定値と上限から下限を示す。部門別ならびにカテゴリー別はそれぞれ別の質問項目からえられたもの。

(a) 加重されない価値額が下限よりも大きい場合、下限として報告、上限もそれに応じて移動。

(b) 80%有意。

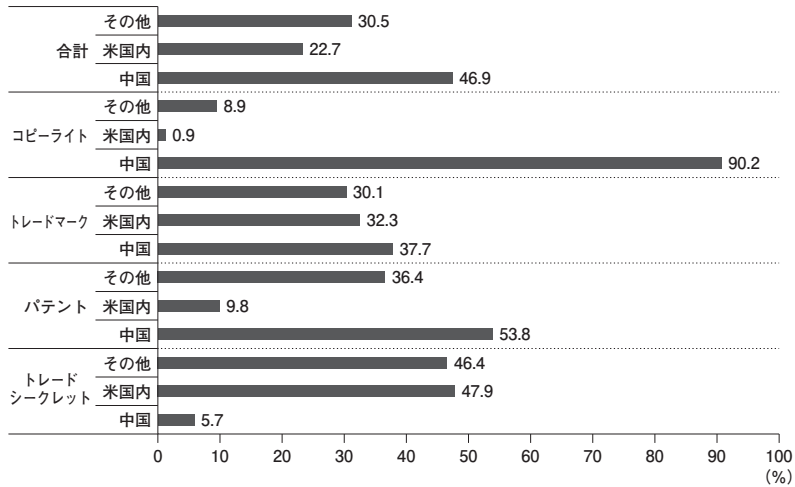
(c) 482億ドルのうち366億ドル(75.9%)は販売損失、116億ドルはR&Fその他の損失。

(d) 2.8, 4.5b, 5.5b, 6.6bの質問表から計算。

(e) 90%有意。

(f) 残差として計算。

(資料) *ibid.*, Table 3.2, p3-10による。



Source: USITC staff calculations, weighted responses to questions 4.5b, 5.5b, 6.6b, and 7.5b, for firms that responded in the affirmative to question 1.14.

第 8 図 カテゴリー別知財侵害米企業：中国・その他・米国内の割合：2007-2009 年

(注) 4 捨 5 入するため 100%にならないこともある。

(資料) *ibid.*, Figure 3.4, p3-11 による。

技術開発を官民挙げて計画的、戦略的に進めている。中国の現段階での技術力をみれば、上でも見たように、後発国の常として、知財違反が半ば公然と、あるいは暗々裏に非公然に展開されることは避けられない。そうしないと、先進国の蹂躪にまかせることになりかねないからである。アメリカを先頭にして、それ以外の国々が秩序正しく、順番に、経済成長を遂げていき、相互が調和された世界になっていくことを期待することは、夢に過ぎないと彼らは思っているだろう。もちろん、アメリカが中国に追い抜かれることを黙認することも、これまたないだろう。したがって、熾烈な競争と対抗と一時的な妥協が渦巻く修羅の世界が現出する。その点では、知財被害よりもアメリカは自主创新技術開発に監視の目を光らせているといっても、あながち過言ではない。

ところで自主创新技術に関するアンケート調査の回答は、第 9 図のとおりである。中で注目すべきは、この面でアメリカ企業が特に気にしているものだが、それは特に税、補助金、優先的な資金貸し付け、中国流スタンダードなどである（第 8 表）。また事例として、風力発電、通信機器、ソフトウェア、自動車、民間航空機が特に取り上げられている。このうち、風力発電では政府の優先的調達、ローカルコンテンツ要件、R & D の刺激、それに国有エネルギー企業への支援などが施されている。その結果、外国企業のシェアは劇的に減少した。通信機器では中国流のスタンダード (TD-SCDMA) の採用が外国技術とその R&F 受け取りを減少させた。加えて、中国企業への優先的な融資・投資保証は第三国での競争条件を高めた。その結果、こ

第7表 中国での知財侵害が米企業に与える影響：調査結果 (%)

	コピーライト侵害	トレードマーク 模倣	パテント違反	トレードシーク レット悪用
財務				
報告企業				
物理的損失	^a 15.5	31.5	15.3	^a 7.2
対販売比損失	6.4	0.8	0.6	0.4
リーディングセクター とその割合	情報ならびに その他サービス 50.0	消費財 91.6	化学 43.3	化学 ^b 30.9
損失を報告した企業で 別のところで生じる	98.9	83.3	24.8	72.6
損失の生じたところ				
・中国	90.2	37.7	53.8	5.7
・アメリカ	0.9	32.3	^a 9.8	47.9
・その他	8.9	30.1	36.4	46.4
雇用				
知財違反の結果				
・雇用増	^a 0.1	0.0	0.0	^b 0.0
・雇用減	^a 8.9	^a 8.6	^c 7.9	^e 12.9
・変化なし	91.0	91.3	92.1	87.1
支出				
知財関連支出が生じた 企業	94.0	92.1	22.5	14.4

Source: USITC questionnaire, weighted response data.

(注) 特に断わらない限りは95%相当である。したがって%を合計しても100%にはならない。加えて回答者が複数回答することもある。

(a) 90%

(b) 85%

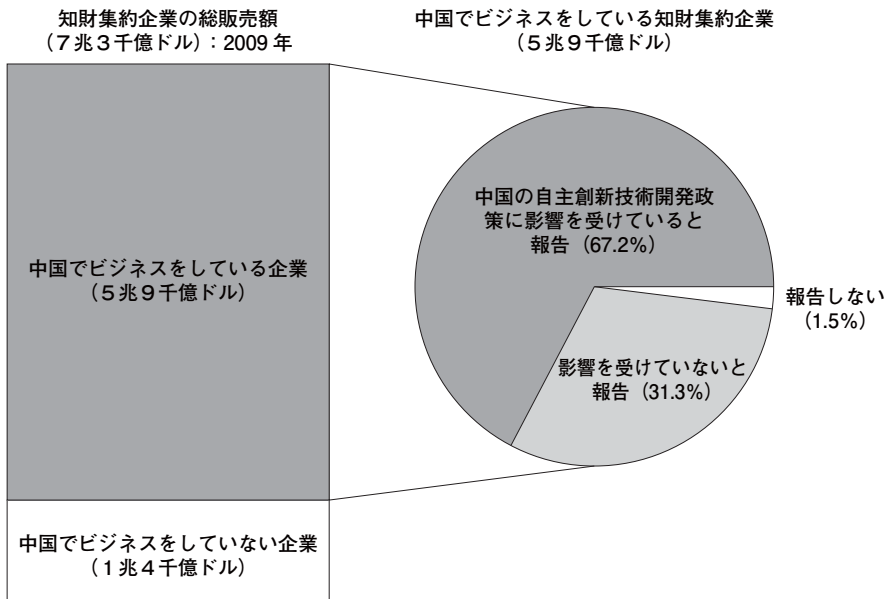
(c) 70%

(d) 80%

(e) 75%

(資料) *ibid.*, Table 3.5, p3-26 による。

の5年間に外国企業は劇的なマーケットシェアの減少に悩んだ。したがって、アメリカ企業は中国式スタンダードとの調和を図る必要がある。ソフトウェアでは中国式スタンダードと政府調達アメリカ企業の障害になっている。また暗号コードや主要な知財のディスクロージャー（開示）が求められる。自動車ではジョイントベンチャアの採用や技術移転の奨励がそれ以前からあり、国内メーカー優遇策と政府調達が取られている。そのため、外国企業は参入を大いに制限されている。民間航空機ではジョイントベンチャア、国有企業との契約、技術移転がとりわけ強く求められる。とはいえ、この分野では中国の力量がまだ弱いので、将来どう成長させるかが課題である。



Source: Weighted responses to the USITC questionnaire; U.S. Bureau of Economic Analysis; U.S. Census Bureau.

第9図 中国の自主創新技术開発政策に影響を受けている米企業：アンケート調査

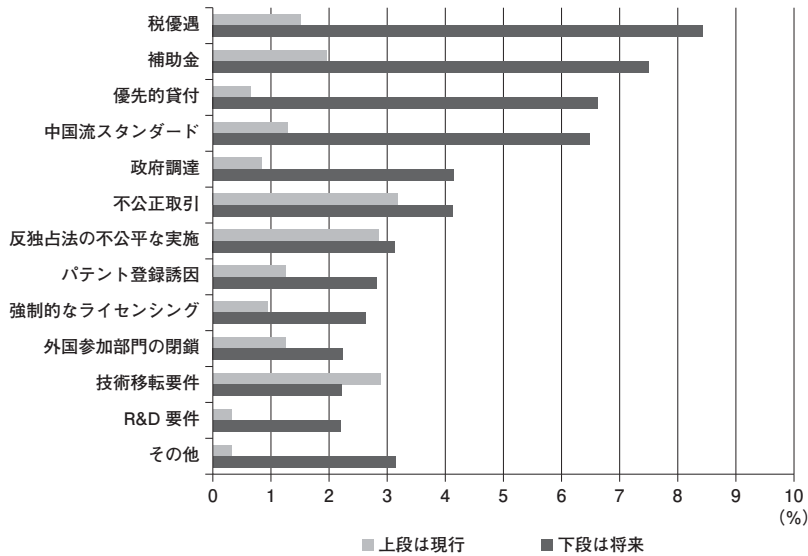
(注) 第7図の(注)と同じ。

(資料) *ibid.*, Figure 5.1, p5-7による。

3. 帰結としての六つのパラドクス

以上、中国の知財侵害と自主創新技术開発への警戒、懸念について、ITCの二つの報告書を中心に詳細に分析した。最後にそこからの帰結を米中関係という狭い範囲を超えた、21世紀の世界経済全体の中に位置づけて、その思わぬ結果も含めて、六つのパラドクスの生起という形でまとめてみたい。

第1のパラドクスは、中国における事実上の共産党一党独裁下でのグローバル化の進展は、いわば「トロイの木馬」としての西側資本主義の新自由主義のイデオロギーを使っておこなわれ、急速な経済成長によって「世界の工場」という呼称さえつけられたが、その結果は、西側の希望的観測に反して、国家資本主義の蔓延による国営企業(SOEs)の闊歩と自主創新技术の促進となって現れた。グローバリゼーションの進展は、それを上からの一律的なアメリカ流グローバリズムの推進によるもの(アメリカングローバリズム)と、それとは対照的な多様性を重んじる下からのボトムアップ型のグローカリズムの、二方向からの展開があることを、筆者はかねがね指摘してきた²¹⁾。ところが、この前者における上からのグローバリズムにおいて、アメリカングローバリズムではない、中国流のチャイニーズグローバリズム—国家資本主義と



Source: Compiled from Commission questionnaire responses.

第 8 表 自主创新技術開発戦略の中でアメリカ企業が気にする問題

(注) このパーセンテージは自主创新技術開発戦略に関心を示している企業を表わしている。
 ・有意が 90% は政府調達 (将来), 不正取引 (現行), パテント登録誘因 (将来), 外国参加部門の閉鎖 (将来)
 ・85% は優先的貸付 (将来), 政府調達 (現行), 不正取引 (将来), 技術移転要件 (将来), その他 (現行)
 ・80% は反独占法の不公平な実施 (将来), パテント登録誘因 (現行), 強制的なライセンス (現行, 将来とも)
 ・75% は中国流スタンダード (将来), 反独占法の不公平な実施 (現行), 外国参加部門の閉鎖 (現行), 技術移転要件 (現行), R&D 要件 (現行, 将来とも), その他 (将来)
 (資料) *ibid.*, Figure 5.3, p5-9 による。

テクノナショナリズムを掲げる一を展開する流れが出てきた。これはアメリカの思惑を超えたものである。ここでは、いわば、ヤヌスのような二面を持った相貌が現れてきた。グローバリゼーションによって一つに結ばれた世界が到来すると考えていたアメリカならびに西側資本主義国にとっては、これは「鬼っ子」の出現であり、所詮両者は「同床異夢」の世界であることが明らかになった。中国での実態は新自由主義の実践部隊としての共産主義官僚(テクノクラート)によって工業化が強力に推進されたが、その背後ではとりわけ「団派」と呼ばれる共産主義青年団から出世していったエリートたち、「太子党」といわれる有力党幹部子弟の少数の閥閥、そして江沢民の周りを取り巻く「上海閥」などが支配している。共産主義は私有財産の否定は無論だが、その上で、個人の占有を認める場合でも、資本主義以上に個人主義が徹底し、私有財産を子孫に残すことは本来的には禁じられていたはずである。しかしながら、私有財産が容認され、子孫への事実上の継承が行われるようになったが、その恩恵はまず何よりも特定の支配グループの家族に与えられている。「太子党」に代表される有力党幹部の子弟家族によ

る事実上の国有財産の私物化が行われ、世襲さえ試みられている。これは資本主義と変わらないというよりも、それよりももっと露骨な縁故主義の蔓延ですらある。人民による主権確立と民主化の運動が起きるのは当然である。

第2のパラドクスは以下の事情である。アメリカの知財戦略は特許を中心にしたプロパテント政策から、著作権（コピーライト）に連なる知財中心へと、より包括的になった。そのことは、貿易（輸出）から技術提携（ライセンス契約）による技術特許料収入（R&F）への移行、そしてFDIを通じる国際生産の展開による現地海外子会社を使った利益の拡大や、あるいは国際企業間提携の促進による現地化との結合という、グローバリゼーションの下でのアメリカ流王道が筋道立てられていた。さらにいえば、この次にはこれらの知財を資本（パテント・ポートフォリオ）として売買の対象とし、そこからの取得利益を最大化させる道が用意されていた。しかしながら、中国の知財侵害と自主创新技術開発路線はその道が頓挫するばかりでなく、計算していた潜在的利益が幻のように消えてなくなる事態が発生した。いわばアメリカのグローバル戦略と知財収入拡大戦略が曇気楼（ミラージュ）となってしまったのである。このことは、アメリカ流グローバリズムだけが世界に行きわたる唯一の道ではなく、多様なグローカリズムが対抗力として育ちつつあることを物語っている。中国の自主创新技術開発路線は偏狭なナショナリズムに依拠しているとはいえ、こうした世界のボトムアップ型グローカリズムと合流する接点も同時に有していて、そのことが、中国流の道を世界が指弾し、壊滅させることにはならない余地を生み出している。

第3のパラドクスは、上のことと関連するが、米中間の相互依存関係の拡大、深化は当初の、技術力に依拠するアメリカの輸出拡大から、低賃金に依拠する中国からの輸入超過へと旋回し、かつ国際生産の拡大はアメリカからの完成品輸出と中国からの部品類の輸入増となり、その結果、貿易収支の圧倒的な入超化を加速させた。しかもそれを補うべき、知財収入をはじめとするサービス収入が上のような事態によって、伸び悩んでいる。加えて、巨額の貿易黒字を原資とした中国の対米投資が、財務省証券（TB）の保有から、米企業へのFPIやFDIへと重心を移してきている。その結果、情報・通信を中心としてアメリカの国家安全保障上重要な産業へ侵入しつつあり、そこでは枢要技術・機密情報の漏洩が問題になるまでに至った。これはアメリカの思惑が裏目に出たことを意味する。それへの対応にアメリカは追われているが、しかし、いたずらに監視を強め、秘密厳守を謳い、市民的自由を脅かすやり方は、世界の共感を生まない。事実、盗聴が西側諸国首脳にまで及んでいたことは、アメリカの諜報活動そのものへの指弾となって跳ね返ってきている。その意味では、アメリカが常日頃声高に叫んできた、デモクラシーと人権という外交戦略そのものの内実が問われていて、中国とある意味では同根の病巣を持っていることになる。かつてジョージ・オーウェルが警告した全体主義国家への傾斜が情報化社会の進展とともに姿を現した。またフィリップ・ディックが好んで描いた世界—つまり

偽物が本物と見まごう世界—における我々の立つべき位置はどこか。我々がみているのは一体何か。何を信ずべきなのか。かつて筆者は、ホブズボームの響みにならって、21世紀を相互転化の時代（A Age of Interchangeability）と名付けた。転換されねばならないのは、他ならないアメリカであり、中国である。

第4のパラドクスは、中国流のグローバル戦略である、自主創新技术開発によるナショナルチャンピオン作り、そしてそれを通じるチャイニーズスタンダードの確立と普及による嵐が世界を席卷して吹き荒れようとしていることに関してである。それはRE（リバースエンジニアリング）を使った既存西側先進技術の分解—模倣—改造—そして低価格での販売という筋道を取って展開されている。そして国内でのチャイニーズスタンダードから、やがては世界的なグローバルスタンダードにまで昇段させようとしている。それが成功すれば、これまでの西側の自由経済システムに破壊的な影響を与えることになる。これまで販売、投資、生産、利益獲得の対象ではなかった中国が、グローバル化の中でそれとは異なる手法による独自の道を周到に、綿密に、狡猾かつ執拗に追い求め、その結果、強力で頑迷な競争相手として登場してくることになる。それはグローバリゼーションの「鬼っ子」ばかりでなく、その西側秩序の破壊者として、得体の知れない魔物のような存在として再生することになる。だが、中国だけが繁栄すれば良いかのような偏狭なナショナリズムの鼓吹は、今日のグローバル化してきている世界にはそぐわない。時代は今や諸国民の連帯が大事な時にはいつてきている。そのことが中国への賛同と共感を躊躇させている大きな要因である。したがって、この道はいずれは頓挫していくことになろう。

第5のパラドクスは、国家資本主義の下での国家と資本の一体化からその軋轢・矛盾・対立・対抗への萌芽が芽生えていることである。共産党の変質化は、党幹部と官僚（テクノクラート）との間の亀裂と有力派閥間の対立・抗争と腐敗・内部分裂、そして一層の寡頭支配体制へと収斂されるが、それは「秘密警察的」支配の強化、イデオロギー一元化を生み、やがては支配に耐えられないようなカタストロフィーに陥ることも十分にあり得る。それを生み出すか否かは、ひとえに中国人民の覚醒にかかっている。

第6のパラドクスは、グローバリゼーションの進展が国を超えた資本の共通益—その実「虚偽の兄弟」に過ぎないのだが—と、資本と国家との一面での相克ならびに他面での癒着を生み出すはずが、中国では国家と一体となった資本の運動（SOEs）を生み出し、西側諸国でのようなツウレベルゲームが成立しないままである。またそもそも国際共産主義運動が提唱していた「プロレタリア民主主義」に基づく国際的な連帯精神—マルクスの「プロレタリアートに祖国はない」というスローガンに代表される—は一体どこに消えたのであろうか。国家と一体となった資本の運動が、ナショナリズムの鼓吹の下、他ならぬ社会主義の衣を被って繰り広げられている。名と実の乖離は極端にまで広がるが、それが資本主義の本元にまで影響を与え、国

家資本主義に西欧流資本主義が勝てなくなったら、それはなんと皮肉なことであろうか。

おわりに

以上、米中間の知財をめぐる対抗と協調の両面をみてきたが、この問題はこのままでは終了しない。知識資本主義そのものをその深部において捉え直し、歴史的到達段階として位置づけなければならないからである。そこでとりあえず、二つの課題を上げておこう。一つはいうまでもなく、知財そのものの基本的原理とその経済的内容の解明である。知財を強化したいコンテンツ企業と、それを緩め、基本的にはフリーにした上で、広告や使用料で稼ぎたいネット企業とでは明らかにビジネスモデルは異なる。その両者の混合によるハイブリッド化を提唱する考え²²⁾もあるが、私的所有と営業の自由という土台の上で、そのいずれかが基本に座る新しい資本主義の原理は、首尾良く確立されるだろうか。それは本当に資本主義システムなのだろうか。別のものへの過渡期といえないだろうか。だから知財と資本の合体がもつ経済的意味合いを解明することは、21世紀の世界経済の解明の柱石となろう。それは資本主義を極限にまで進めることになったが、その次には何が待ち構えているのだろうか。その解明のためには、近代社会が共通の基準においた人権、生命、民主主義、経済的繁栄、諸国民の共存・共栄、環境保全などの概念で語られる内容をさらに一段と精緻化するばかりでなく、新たに台頭してきた協働、連帯、共生、互惠・互酬、奉仕、相互尊重などの諸価値を人類共通のものにしていく努力と組み合わせられなければ、十全とはならないだろう。

もう一つの課題は時間と空間との関係である。IT化を中核においたグローバリゼーションの進展は、とりわけ情報通信のスピードアップをもたらしたが、そのことは空間的にも一種の圧縮作用をもたらした。このことを筆者は「時間短縮に伴う空間圧縮作用」と名付けた²³⁾。たとえば、東京―北京間を高速ジェット機を使えば3時間だが、その5分の1以下の距離しかない東京―舞鶴間を新幹線と在来線を乗り継いだり、あるいは高速道路を自動車で移動すれば、その倍以上の時間を実際には要することになる。さらにいえば、ロシアのスペースシャトルの発射基地から宇宙ステーションまで6時間しかかからないのに、日本人宇宙飛行士が日本からその発射基地まで行くのにはさらに多くの時間がかかるといった案配である。このことは、時間短縮による空間圧縮作用は全て一律に進んでいるわけではなく、特定地域間の実際の時間だけがそうになっているだけで、グローバリゼーションの恩恵に浴する特定の場所だけがそれを享受できることになる。だからこれを現代世界の中心的な経済主体である多国籍企業に当てはめれば、一般的な空間時間に比べて多国籍企業のもつ特殊な空間時間は極端に短く、またこの空間時間も貨幣、物流、ヒト、情報（通信）によって違いがあることになる。多国籍企業が国際企業間提携に基礎をおいて、バーチャル企業化することの意味は、まさに時空を超越した存在

を志向することであり、その資本の正体を完全に隠蔽してしまうことである。それは、資本と営業の自由という資本主義の初発以来の公準に加えて、資本支配の万能性をも生みだし、あたかもモロク神のごとく絶対的な存在にまで上り詰めようとしているかに見える。その解明には難渋を極めることが予想される。

(2014年3月1日脱稿)

注

- 1) Intellectual Property Rights の日本語表記に関して、法律の専門家の説明によると、「所有権」は一般に有体物にたいして使われる表現なのに対して、無体物には「財産権」とするのがより適切であり、また「無体財産権」(Intangible Property) という言葉も使われたが、今日では「産業財産権」(Industry Property, 工業所有権) と無体財産権を合わせた総称として「知的財産権」という言葉が当てられるようになったということである。ヘンリー・幸田『なぜ、日本の知財は儲からない—パテント強国アメリカ 秘密の知財戦略』レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2013年、22-23頁。日本では短縮して「知財」という言葉も頻繁に使われているので、以下ではこの表現を使いたい。また我が国の著作権法の泰斗である中山信弘氏によれば、property の訳語を「所有権」としたのは、上にもある industrial property を「工業所有権」と訳した明治時代の我が国の先達の先例に倣って、一貫性を貫くために intellectual property にもそれを当て填めたからだということである。なお今日では「工業所有権」というなじみの訳語ではなく、上にもあるように、「産業財産権」としてその訳語の正確さを示そうとする試みもある。詳しくは中山信弘『マルチメディアと著作権』岩波新書、1996年、参照。
- 2) 関下稔「米中政治経済関係の新局面—対米投資促進と国家安全保障強化の間のアメリカのジレンマ—」『季刊 経済理論』第50巻第2号、2013年7月、ならびに同「貿易から投資への中国の重心移動と自主「創新技術」開発—獲得へのアメリカの危惧—米中政治経済関係の新局面 [II] —」『立命館国際研究』27巻1号、2014年6月。
- 3) United States International Trade Commission, China: Effects of Intellectual Property Infringement and Indigenous Innovation Policies on the U.S. Economy, Investigation No. 332-519, USITC Publication 4226, May 2011, p. 1-10. なお以下の知財と知財違反に関する定義上の説明に当たっては、中華人民共和国国家知識産権局条法司『中国特許法詳解』中島敏訳、発明協会、2007年、ならびにアーサー・ミラー／マイケル・H・デービス『アメリカ知的財産権法』藤野仁三訳、八朔社、2008年を適宜、参照した。
- 4) 詳しくは福井健策『著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」—』集英社新書、2010年、第1章、参照。
- 5) 『日本経済新聞』2014年2月16日は、企業秘密の海外漏洩を避けるために、日本政府は罰則を厳しくするための新法の検討に入ったことを伝えている。
- 6) Intellectual Property and the National Information Infrastructure: The Report of The Working Group on Intellectual Property Rights, Information Infrastructure Task Force, September 1995.
- 7) その点で現在もっとも代表的なものは、携帯電話機の生産であろう。「山寨」(copycat) として大隆盛を極めているが、それを紹介した本によれば、「後発企業は必然的に先行者の模倣をするが、これは世界共通である。模倣、剽窃からさらには盗版、権利侵害は程度の問題であり、度を越さなければだめ

- だとはいえない」と嘯いている。この感覚は中国の企業家や国民、さらには政府中枢に至るまでの偽らざる実感だろう。阿甘『中国モノマネ工場』徐航命明、永井麻生子訳、日経BP社、2011年、25頁。
- 8) 関下稔『現代多国籍企業のグローバル構造—国際直接投資・企業内貿易・子会社利益の再投資—』文眞堂、2002年、同『多国籍企業の海外子会社と企業間提携—スーパーキャピタリズムの経済的両輪—』文眞堂、2006年、同『21世紀の多国籍企業—アメリカ企業の変容とグローバリゼーションの深化—』文眞堂、2012年、の三部作において詳しく分析・展開したので、参照されたい。
 - 9) 関下稔『国際政治経済学の新機軸—スーパーキャピタリズムの世界—』晃洋書房、2009年、ならびに関下稔、板木雅彦、中川涼司編『サービス多国籍企業とアジア経済—21世紀の推進軸—』ナカニシヤ出版、第12章、2006年、参照。
 - 10) 関下稔『国際政治経済学の新機軸—スーパーキャピタリズムの世界—』同上。
 - 11) United States International Trade Commission, China: Intellectual Property Infringement, Indigenous Innovation Policies, and Frameworks for Measuring the Effects on the U.S. Economy, Investigation No. 332-514, USITC Publication 4199 (amended), November 2010, p.2-6.
 - 12) *ibid.*, p.2-7.
 - 13) *ibid.*, p.2-12.
 - 14) *ibid.*, p.3-21.
 - 15) 製薬産業については、関下稔「多国籍製薬産業とグローバルスタンダード—アメリカにおけるブロックバスターモデルの確立と知財支配—」『立命館国際地域研究』第39号、2014年3月、参照。
 - 16) United States International Trade Commission, China: Intellectual Property Infringement, Indigenous Innovation Policies, and Frameworks for Measuring the Effects on the U.S. Economy, *op.cit.*, p.4-1.
 - 17) 関下稔「貿易から投資への中国の重心移動と自主「創新技术」開発・獲得へのアメリカの危惧—米中政治経済関係の新局面Ⅱ—」前掲。
 - 18) United States International Trade Commission, China: Effects of Intellectual Property Infringement and Indigenous Innovation Policies on the U.S. Economy, Investigation No. 332-519, USITC Publication 4226, May 2011, p. x v .
 - 19) *ibid.*, p. x ix .
 - 20) *ibid.*, p.3-23.
 - 21) たとえば、関下稔『国際政治経済学の新機軸—スーパーキャピタリズムの世界—』前掲、同『国際政治経済学要論—学祭知の挑戦—』晃洋書房、2010年、など。
 - 22) たとえばローレンス・レッシグ『REMIX—ハイブリッド化で栄える文化と商業のあり方—』山形浩生訳、翔泳社、2010年。
 - 23) 関下稔『多国籍企業の海外子会社と企業間提携—スーパーキャピタリズムの経済的両輪—』前掲。

(関下 稔, 立命館大学名誉教授)

U.S.-China Bilateral Trade Relationship and Intellectual Property Rights Infringements in China

China has developed into one of the world's most important growth markets, and is now the second-largest U.S. trading partner. As one important aspect of WTO accessions, China committed to complying with the requirements of the WTO Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS) Agreement, which addresses intellectual property rights (IPR). However, IPR infringement in China, which includes violations of copyrights, trademarks, patents, and trade secrets, remains a central concern in the U.S.-China bilateral trade relationship.

IPR infringements in China reduce market opportunities and undermine the profitability of U.S. firms when sales of their products and technologies are undercut by competition from illegal, lower-cost imitations. Intellectual property is often the most valuable asset that a company holds, but many companies, particularly small ones, lack the resources and expertise necessary to protect their property in China. China's indigenous innovation policies, which promote the development, commercialization, and purchase of Chinese products and technologies, may also be disadvantaging U.S. firms and creating new barriers to foreign direct investment and export to China.

In this paper we consider in detail the cause and effect of IPR infringements in China. We point out six paradoxical aspects of the current situation.

(SEKISHITA, Minoru, Professor Emeritus, Ritsumeikan University)

